

千葉県稲毛区選挙管理委員会告示第21号

令和3年3月21日執行の千葉県長選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項において準用する同法第40条第1項ただし書の規定による期日前投票所を開く時刻を繰り下げる期日前投票所並びに繰り下げる時間及び開く時刻は、次のとおりである。

令和3年3月7日

千葉県稲毛区選挙管理委員会委員長 三浦 邦宏

場 所	繰り下げる時間	開く時刻
イオン稲毛店4階 文化ホール	30分	午前9時00分